

（施行期日）
1 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年一月八日政令第三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年三月十日）から施行する。

附 則 （平成一六年三月一七日政令第三七号）

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 （平成二八年三月二四日政令第七三号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年一月三〇日政令第三三六号）

（施行期日）
1 この政令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。ただし、第一条中農薬取締法施行令第三条の改正規定（「水産動植物」を「水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改める部分、「水域又は当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ、」を「公共用水域又は」に改める部分及び「当該水域又は」を「これらの」に改める部分に限る。）並びに同令第四条第一項ただし書及び第三項ただし書の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

2 （罰則に関する経過措置）
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和元年一月一二日政令第一六八号）抄
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。